

ハッピータウン事業(高知市町内会等活動活性化事業)
の補助金対象経費についての規程

【地区連合会の補助金対象活動】

(1) 組織強化の活動費

- ① 研修会等における講師の謝礼金
- ② 活動に伴う交通費
- ③ 未加入町内会の加入促進における必要経費
- ④ 未加入世帯の加入促進における必要経費
- ⑤ 会場の使用料・賃借料
- ⑥ パソコン、プリンター等の備品購入費(限度額 100,000 円以内)
- ⑦ 活動に必要な消耗品費(例：パソコンインク代等)
- ⑧ 推進会議等の資料作成費用や担当役員に実費弁償費を支給(2,000 円/人)

(2) 広報の活動費(会報等) ※広報活動費の限度額は 300,000 円以内とする

- ① 広報活動に必要な印刷製本費及び配送料
- ② 広報活動に伴う交通費等
- ③ 広報活動等の資料作成費や担当役員に実費弁償費を支給(2,000 円/人)

(3) 人材育成の活動費

- ① 人材育成に関する研修会等における講師の謝礼金
(例：パソコン、スマートフォン取扱い研修会等)
- ② 人材育成に関する研修会の印刷製本費及び配送料
- ③ 町内会活動における先進地視察研修に要する必要経費 (限度額 200,000 円以内)
- ④ 他団体との交流会等に要する必要経費
- ⑤ 地区連合会が主催・共催するイベントに対する必要経費(限度額 100,000 円以内)

(4) その他 ※限度額 100,000 円以内

- ① 連合会の活性化に寄与する活動に対し活動費を助成する

【単位町内会等の補助金対象活動】

ア. 安全・安心まちづくりの推進に係る活動

- ① 公衆街路灯の設置及び灯具交換に係る経費(別途専用の交付申請書あり)
- ② 公衆街路灯の維持管理に係る経費(電気料の補助金)
- ③ 地域の安全・安心まちづくりの推進を目的とした活動に係る経費

①公衆街路灯設置・交換	②電気料補助金	③地域の安全活動経費
新規(共架式) @10,000 円	10wまで @1,600 円	上 限 @50,000 円
新規(小柱式) @20,000 円	10w超え @2,000 円	
灯具交換(LED) @12,000 円		

イ. ごみ集積所の維持管理に係る活動

- ① 資源・不燃物集積所の分別指導を行う当番の体制確保や不適正排出等への対応に係る活動費(年度内で1カ月分の受領書を添付してください)
- ② 集積所の維持管理に必要な備品(ごみストッカー)の修理および交換
- ③ その他集積所の維持管理に必要な消耗品の購入(カラス除けネット・コンテナ等)

①資源・不燃物の分別指導に係る経費	②ごみストッカー等(備品)の修理・交換	③その他(カラス除けネット・コンテナ等)(消耗品)購入費
年 額 @18,000 円	1事業につき @100,000 円	1事業につき @50,000 円

ウ. 情報発信に係る活動

- ① 会報誌の発行に係る経費
- ② 回覧物の回付・掲示物の掲示に係る経費
- ③ 掲示板の新設・更新・修繕費 (町内会等負担金：新設 12,500 円・取替 5,500 円)
- ④ パソコン・プリンター等の購入費
- ⑤ 町内会集会所等への Wi-Fi 設置費用やモバイルルーターに係る経費
- ⑥ 電子化回覧板の普及に向けた講習会の開催経費(会場使用料、講師謝礼等)

①会報誌の発行	上 限 @100,000 円	
②回覧物の回付等	上 限 @50,000 円	
③掲示板補助金	新設(1基) @24,900 円	板取替(1基) @11,000 円
④パソコン等購入費	上 限 @70,000 円	
⑤Wi-Fi 設置費用等	上 限 @50,000 円	
⑥電子化回覧板等普及活動	上 限 @50,000 円	

エ. 環境美化活動 ※上 限 @50,000 円

- ① 町内会区域内における、道路・公園・街路樹・河川の除草や清掃、花植え等の緑化活動を行うにあたり、調達する備品や消耗品類や活動経費
 (例：軍手・ごみ袋・土・花の苗・清掃用具等
 材料費・啓発チラシの印刷費・啓発物品・参加促進物品の購入費等)

オ. 地域住民の参加と交流を促進する活動

- ① ラジオ体操・運動会・文化祭・餅つき大会・夏祭り等、様々な住民の交流促進を目的としたイベントの開催経費
- ② 新規会員確保のための加入促進活動に係る経費(会長および役員の活動日数に実費弁償として1日2,000円/人を加算する。上限額は別表のとおり。)
- ③ 空白地域において、町内会設立に係る経費
- ④ 連合会設立に係る経費
- ⑤ 居場所づくりや他団体との連携による地域課題の解決に向けた取組みに係る経費
- ⑥ 地域交流や会議等開催のための会場使用料および会場付帯設備等の経費

①イベントの開催経費	上 限	@50,000 円	
②加入促進活動	上 限(別表参照)	@60,000 円	
③町内会の設立	1 町内会	@30,000 円	初年度活動費 @20,000 円
④連合会の設立	1 連合会	@30,000 円	
⑤地域課題解決の取組み	上 限	@50,000 円	
⑥地域交流等の経費	上 限	@50,000 円	



② 上限額一覧表(別表) 活動実費弁償1日2,000円/人

5 世帯未満	5 世帯～ 1 0 世帯未満	1 0 世帯～ 1 5 世帯未満	1 5 世帯～ 2 0 世帯未満	2 0 世帯～ 2 5 世帯未満	2 5 世帯以上
10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円

○ 補助金の申請について

- ① 各活動事業の限度額は、年度当初の予算額を優先する。
- ② 補助金の申請については、関係書類を添えて申請すること。
- ③ 備品については、備品管理台帳を整備し管理すること。
- ④ 新たな活動の提案や要望事項については役員会で決定する。
- ⑤ 補助金の申請については、予算の範囲内で役員会において交付金額を決定する。
- ⑥ 継続事業においては各地域の平等性を鑑み、申請者と協議の上、申請額の減額および不決定とする場合がある。また、同一事業に複数の申請がある場合は地区割を考慮する。
- ⑦ 申請書の受付は4月1日から原則12月27日までとする。(特別の事業については別に定める) 実績報告書の提出期限は2月28日までとする。

附則 この規程は、令和4年7月20日に制定し4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月11日に一部改定し令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月23日に一部改定し令和6年4月1日から施行する。